

議 長

それでは続いて、片岡議員の一般質問を行います。4番片岡議員。

4番  
片岡議員

いちばん眠たい時間になって参りました。ちょっと声のトーンを上げてまして皆様もう少し我慢をしていただきたいと思います。

通告書に従いまして、3点の質問を致します。

1点目の質問は、平成23年3月11日に起こりました大震災のその後の瓦礫の処理について質問を致します。私は大震災以来、日本人として生まれた事をたいへん誇らしく思っております。日本中の人々が義援金やボランティアで被災地の人々を援助し、又、被災地の人々は秩序だった動き謙虚な態度で世界中の人々を感動させました。一部の報道では初動の遅れや対応の不手際等が指摘されておりますが、私は1年余りでこれだけの成果を上げれる国は日本をおいて無いような気がしております。それにつけても日本人の絆の強さを強く感じる今日この頃ではありますが、被災地に残された14年分とも17年分とも言われる瓦礫の処理が問題となっております。人体に殆ど影響の無い瓦礫を各都道府県自治体に受け入れを求められております。この事につきまして町長のご意見をお尋ねしたいと思います。

2点目の質問は、町長が言っておられる高齢者の皆さんが安心安全に暮らせる優しい町づくりについて、お尋ねをします。町長就任以来、4ヶ月が経過を致しました。3月の定例会の施政方針の中で「一人は万人のために、万人は一人のために」という共同精神、相互扶助の精神で人と人との絆を強め安心して暮らせる町づくりを目指したいとありました。町民の皆様の中には「今度の町長さんは、どがあな人か未だ分からんなあ」、或いは「今度の町長さんは、どがあな事をしんさるんかな」と、「なかなかあんまり良く分からんなあ」という声が私の耳にも時々、聞こえて参ります。これまでの具体的な取り組み、或いはこれからこういう事が始まるよという事がありましたらテレビで放映されますので町民の皆様の事を意識しながら、町長のお考えを述べていただけたらと思います。

3点目の質問でございます。個人情報保護法の例外規定について、再度お尋ねを致します。以前、川本町の防災訓練に関して自治会の防災名簿作成の為の例外規定の可否をお尋ねを致しました。その時は例外規定に当て嵌まらないという事で行っていただきました。今回は神社の宮参りに支障が出ているという事について、例外規定に当て嵌まらないか研究してほしいというものであります。神社には「42才のお宮参り」に対する名簿がありません。今年42才のお宮参りに来られた方は、自らお願いをされた3名の方だけでございました。これからの神社の大切な行事である宮参りについて宮司さんも大変危惧されておりました。神社は町民にとりまして特別な存在でございます。例外規定の特例で何とかならないものか町長のお考えをお聞きしたいと思います。以上、3点の質問でございます。よろしくお考えを申し上げます。

議 長 　それでは、片岡議員の質問のうち1項目めの「被災地のガレキの受け入れについて」に対する答弁をお願い致します。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 　それではお答え致します。私は東日本大震災に依りまして生じた災害廃棄物の広域処理につきましては、川本町はこうして度重なる水害で全国から支援を受けて参ってきた町であります。そういう中で東北の一日も早い復興を願う為にも少量でもこの災害廃棄物の受け入れに協力したいという視点で検討して参りました。しかし結論から申し上げますと、この施設の処理能力、そして国の支援策、この両面から考慮しまして断腸の思いでこの災害廃棄物の受け入れは困難であるというふうに判断した次第でございます。邑智郡総合事務組合の焼却処理施設は1日8時間稼働で12tの処理能力を持つ一般廃棄物処理施設であります。現在の焼却処理状況でございますが、施設に搬入される可燃ゴミの量は1日12.5tでありまして、本来この組合で処理しなければならない可燃ゴミの一部を外部排出処理している状況でございます。つまり搬入される可燃ゴミの量が焼却処理能力を超えているという訳でございます。又、土曜日・日曜日の休日出勤しての対応も検討致しましたが、焼却施設のゴミ受け入れ場所に10t級の車両は進入する事が出来ませんので災害廃棄物を直接焼却施設内に搬入する事が困難な状況でございます。場内に一時貯留して少量ずつ焼却施設に搬入する焼却する場合でも、一時貯留施設の建設場所を確保する事すら難しい状況でございます。又、こうして処理能力以上の処理をする事に依りまして、施設の寿命を大幅に縮める事になりますが、この施設の更新費用についての国の対策が示されておられません。このような理由に依りまして受け入れは極めて困難であると知事にも回答したところでございます。この事につきましては今月6月の広報誌にも掲載する予定としております。以上でございます。

議 長 　ただいまの答弁に対して再質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員 　この一週間以内の報道に島根県としても、この瓦礫の受け入れについて最終的な結論を溝口知事が出されるというふうに報道されておりますが、島根県がもし受け入れるという判断をされた場合は町長どうですか、川本町はやっぱりキャパの問題でお断りしますか。

議 長 　番外三宅町長。

番外  
三宅町長 　県の判断は各市町村がどういう判断したかという事を大臣に報告していると思います。県自体としては焼却炉を持っている訳ではございません。19の団体が焼却施設を持っておりますが、現在のところ前向きに受け入れを検討していると回答しているのは6団体というふうに聞いております。従って今、県がそういう受け入れを積極的に意思表示しても実際、物理的にこの川

番外  
三宅町長 本町は受ける事が出来ないという状況でございますので、県が判断しても受け入れは困難である、そういうふうに考えております。

議 長 再質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員 今の処理の仮定におきまして焼却とかそういう事が主だったように聞きましたが、例えば埋設するという方法もありますよね。そういった方法もこの川本地区においてはそういうのに適した場所はないというふうに判断されておる訳ですね。

議 長 はい、番外森口住民課長。

番外森口住  
民課長 そういうふうな廃棄物の埋め立てについてですよね。そういう場所的な物について今、笹畑のクリーンセンターでもそういうふうな粗大ゴミ、そういうものを埋め立てと言いますか貯留しておりますけども、その場合にも防水シートを貼って雨水等が地下を浸透して外部へ漏れないようにしないと、なかなかそういう物を処理出来ないという現状でありますので、場所があってもなかなかそういう施設を作るという事になると大変な経費が係ってしまうというのが現状でありまして、そこまでして川本町が対応出来るかというとなかなか財政的には難しいんじゃないかというふうに思います。

議 長 質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員 今までの答弁を聞いておりますと、最初に結論があってその為何とかしようという考えのもとに動かされたのか、面倒くさい事は避けていこうというふうに考えてやられたのか、そこらあたりはどうですか。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 先ほど私、申し上げましたが、こうして川本町こういう時に全国へお返ししたいという大きな気持ちを持って検討したという事を冒頭で申し上げました。それでこの度は、そういう焼却施設を持っているところで焼却するという前提で県からも調査があったところでございます。今、議員が仰いましたそのまま埋め立てをするというようなところは未だ出ていないというのが実態だと思います。それでここに一週間ぐらいの新聞にそういう報道があったという事で私はあまり見ておりませんが、少なくとも今、国で進めているのはそうした全国何処でも焼却施設の中での焼却、その物についての灰等についても何処へ捨てるかというような事についても、可成り自治体でも問題になっているという状況でございます。そうした中でも川本はその灰を何処に捨てるかというような事を未だ議論しておりませんので、もともと物理的

番外  
三宅町長 　　にその受け入れが出来ないという段階で今結論が出たという事でございます。

議　長 　　4番片岡議員。

4番  
片岡議員 　　震災以来、先ほど絆の事について申し上げましたが、この瓦礫の受け入れは問題になって以来、その絆というものがガタガタと崩れてきたような気が致します。実際に火の粉が自分のところに来るとい事になると、皆さん及び腰になるというかそういった形で日本全国が萎縮してしまったような気が致します。東京都は受け入れておられるそうですが、やはり強いリーダーシップのもとに何かをやっていくという事が、どんな田舎に住んでいても大切な事じゃないかなと感じております。先ほどの町長さんのお言葉をもう一度振り返りますと、そういった気持ちは十分あったと、ある。しかし川本町にはそういったキャパシティーはない。そういう事で理解してよろしいですね。  
（「はい」の声あり）  
それでは1問目の質問を終わります。

議　長 　　以上で、1項目めの「被災地のガレキの受け入れについて」の質問を終了致します。

々 　　2項目めの「高齢者にやさしい町づくりについて」に対する答弁をお願い致します。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 　　それでは「高齢者にやさしい町づくり」につきまして答弁致します。川本町は既に超高齢化社会に突入しております。3月末の高齢化率が42%。そして10年後に50%という推計が出ております。日本の40年先を走っている町であります。高齢者にやさしい町づくりとは、高齢者が安心して豊に暮らせる町づくりであります。私はこうした現状を踏まえましてソフト面、ハード面において高齢者対策に力点をおいて参ります。ソフト面では先ほどありましたが、「一人は万人の為に、万人は一人の為」という共同精神、相互扶助の精神を根底におきまして人と人との絆を深め安心して暮らせる町づくりを目指して参ります。みんなが高齢者になる訳ですから日常生活レベルの支援でしたら元気なお年寄りが支援を必要とするお年寄りへの人格、個性を認め合い共に生きる共生社会の実現を目指して参ります。集落の中、或いはもう少し広いエリアになるかも知れませんが、自然に助け合っていくという、そういうシステムを想像していきたいというふうに考えております。町民意識の高揚を図っていききたいと考えております。80才現役、100才楽勝を目指し、お年寄りが元気で生きがいを持って暮らせる生活スタイルを施策として応援して参ります。特に生活交通の利便性を図る中で趣味やスポーツなど外出等を増やしていただき、又、各種検診を受けていただく運動を進

番外  
三宅町長

めていきたいと考えております。具体的には自ら移動手段を持たない高齢者にとって通院や買い物などの移動手段としてデマンド型交通システムを導入して利便性の向上を促進し、高齢者の利用促進を図って参ります。その他、道路のバリアフリー化、道路案内標識等について文字の大きさに配慮したり円滑に利用できるよう整備に努めて参ります。日常生活の中であらゆる面でハード面・ソフト面、両面においてユニバーサルデザインの考え方を普及させると共に具体的な実施方法について検討して参ります。又、要支援者、要介護者につきましては病院を核とした福祉会、社協と連携を密に致しまして個々の状況に応じて的確に対応していきたいと考えております。又、在宅サービスの充実を図り緊急通報電話の設置、或いは配食サービス等を行ってきたいというふうに考えております。以上です。

議 長

質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員

今、町長のお話の中にありましたデマンド型交通、これまでこれは非常に大切な中山間地に執りまして交通手段だと考えております。試行が始まって以来の実績が分かれば、ちょっと教えていただけたらと思います。

議 長

番外東間総務課長。

番外東間総  
務課長

初日に行政報告で申し上げておりますが、5月末の状況ですが登録世帯が240世帯。それから4月の利用者は12日間運行しまして45人。5月は13日間で63人となっております。以上です。

議 長

はい、4番片岡議員。

4番  
片岡議員

これは予想よりも多い？少ない？

議 長

番外東間総務課長。

番外東間総  
務課長

まだ試行の段階ですので、その予想というのは立てておりません。それで9月いっぱいまでやりました、利用された方のニーズを聞きましてどういった日が良いのか、そういったものを又、検討して参りたいと思っております。

議 長

4番片岡議員。

4番  
片岡議員

通告書にも書いたんですが、私がやっぱり町議になりまして、やはり町民の皆さんの代弁者にならなきゃいけないという事で、いろいろお話を聴いております。その中で広報のカタカナ表記を極力減らして下さいと。英語があつて分からんという話が結構あります。それは私も5月号を見てどれぐら

4 番  
片岡議員

い英語が多いかなと思ったら実際にはそんなに多くないんです。その分からない言葉というのが「デマンド」です、「デマンド交通」が分かりません。初日の全協の中で「デマンド値」というのもありましたね、これも分かりませんね。それから弥山荘の中の「スケール」、これも分かりませんね。結局、当事者にとって分かっている事が他の人には分からないという事が結構ある。それで40%を超える高齢化率の町の中では分からない人が可成り多いんです。この中でも私は今の言葉は分からなかった。というと結局、お年寄りの方のお願いとして英語を使っても良いから（ ）・・・カッコして日本語を書いて下さいというのがありました。そうしてもらえれば良いかなと私も思いまして、広報の英語の部分を（ ）書きにしてもらえれば良いかなと思います。これは提案としてちょっと考えていただきたい。もう1点ですね、文書関係で話がありましたのが、アンケート関係ですね。アンケートの何を答えていいか分からないような質問が結構多い。これはどの分のアンケートを言うのか私もちょっと家にアンケートが残っていませんでしたのでちょっと分からなかったんですが、多分そういう私は嫁さんに言われて「私は分からないから、あんた書いてや」と言われたアンケートがありましたのでその辺の事かなと思ったりもするのですが、どうしても当事者の場合は漏れが無いようにするために、難しい言葉を使ったり英語を使ったりします。前の光電話の時がそうだと思いますけど、光通信か。担当責任者は非常に良く分かって話の中で分からない英語がいっぱい出てくる。英語に騙されて手を挙げるみたいなどころがあるような気がするんですね。ですから出来るだけ皆さんに分かり易く周知する方法というのを考えていただきたい。ここでは広報のカタカナ表記を（ ）書きで日本語表記にして欲しい、というお願いがありましたので一応お願いをしておきます。如何でしょうか。

議 長

番外左田野政策推進課長。

番外左田野  
政策推進課  
長

承りましたというところでございまして、普段から出来るだけ分かり易い表現ではという事を心掛けておりますが、より一層、心掛けていきたいと思っております。又、カタカナに限らずやはりそういった事があるかと思しますので、再度いろいろな表現なりを見て依り分かり易い表現なり、例で言って下さいましたように注釈のいるものは注釈を付けるとか、何らかの方法でより皆さんに分かっていただけるような情報発信に努めていきたいと思っております。

議 長

4 番片岡議員。

4 番  
片岡議員

ありがとうございます。それに付いてはそういうふうにしていただくという事で。それからもう1点ですね、ここに川本町公営住宅等長寿命化計画概要版というのがございます。これも前回の全協の中で住宅改修の必要性があ

4番  
片岡議員 　　るという事で話を承った訳ですが、もう非常に寿命がきていまして、大変みんなこれを見ましてもこれからの人口動向を見ましても取り壊しになるという事が結構多いんですが。先ほど町長のお話の中にもありましたように高齢化率が現在42%、10年後には50%を超える高齢化率になっております。是非ともこの前も言いましたけれども是非ともバリアフリー、障害がなく入ったり出たり出来るような住宅を造っていただきたい。この計画の中にどれぐらいの率で入れるのか、もし分かればちょっと言っていただきたいと思います。

議　長 　　番外森口住民課長。

番外森口住  
民課長 　　先ほど議員が言われましたように、この計画書につきましては10年間の今後の町営公営住宅の改修を計画しております。それで個別改修に具体的に改修するにあたりましては、議員が言われたように可能な範囲の空間の中でバリアフリー化をしていきたいというふうに思っております。物によってはご存知のように5階建てでありますとか4階建てでありますとか高層の住宅も有りますので、そういうのは基本的に建物全体をという訳にはいきませんので、空間の中で部屋の中を出来るだけ段差の少ない障害者に優しい、そういうふうな改修に努めていきたいというふうに考えております。

議　長 　　質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員 　　これがちょっと又難しい問題なんです、この前ちょっと否定されたんですが、町営住宅から町営住宅への移動は駄目だというふうにお聞きしました。それで現在、町営住宅に入って居られる方の中で非常に高齢化が進んで障害を持たれている高齢者の方が非常に多くなっております。その人達がもう階段をつたって外になかなか出にくくなったり、そういった人達が可成り見受けられるようになってきました。それで一番問題なのは例えば2階、3階に住んでおられて生活をされておりますと介護認定が低く出る傾向にあります。この人は普通に考えても4とか5なのに2とか1とか、そういった介護認定が出てきます。何故かというところに住んで自分で生活しているから、この方は出来る人だというふうなコンピューターは判断をしてしまいます。そういう方が今度せつかくバリアフリーは出来ても、その住宅に移れない。そういった事の無いように例えば町長の判断で公営住宅の規定でそういう事がいけないっていうのだったら、この特例条項を作っていただいて町長判断でOKとか、そういう事って可能でしょうか。

議　長 　　番外森口住民課長。

番外森口住 　　議員が仰る内容については良く理解できますので、そこの辺については出

民課長 来るだけ内部で検討させていただいて、どういう方法でそういう事が出来るのか対応できるのかという事を検討してみたいというふうに思います。

議 長 ありますか。はい、4番片岡議員。

4番片岡議員 ありがとうございます。これは本当に切実な問題でありますので、是非とも検討をいただいて実際に苦しんでおられる居住者の方々の利便性を何とかしてあげて下さい。以上で、2点目の質問を終わります。

議 長 以上で、2項目めの「高齢者にやさしい町づくりについて」の質問を終了致します。

々 続いて、3項目めの「個人情報保護法の例外規定について」に対する答弁をお願い致します。番外東間総務課長。

番外東間総務課長 それでは4番片岡議員の「個人情報保護法の例外規定について」の、ご質問にお答えします。国においては個人の情報を保護することを目的に「個人情報保護法」を制定し、平成17年4月より全面施行されております。この法律は、個人情報の適正な取扱いが実現されるよう、行政に対し、必要な措置を求めているほか、一定以上の件数、5000件以上でございますが、個人の情報を保有する事業者に対しても取得や保存、利用に関する義務や違反時の罰則などを定めております。そして、国の動きを受けまして、本町に於きましても、平成17年4月より「川本町個人情報保護条例」を施行しております。その中で、町が保有する個人情報の適正な取り扱いや、開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利・利益の保護を図ってきているところでございます。ご質問をいただいている、国の「個人情報保護法」の例外規定につきましては、本人からの同意を得なくても、本人以外に個人情報を提供できるものとして、大きく分けて、4つの項目があります。

1つ目が、「法令に基づく場合」。例えば、警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項の照会があった場合です。

2つ目が、「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」。例えば、大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供の依頼があった場合です。

3つ目が、「公衆衛生・児童の健全育成時に特に必要な場合」。例えば、児童虐待の恐れのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合でございます。

4つ目が、「国等に協力する場合」。例えば、税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合等でございます。

川本町の個人情報保護条例では、「開示の基準」につきまして、第7条に「利用及び提供の制限」を設け、実施機関、つまり町長部局、又、教育委員



番外東間総務課長

会・選挙管理委員会・農業委員会等の行政委員会、監査委員、議会が保有する個人情報、目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供することを禁止しております。ただし、法令等に定められたときなど、合理的な理由がある場合に限って、利用や提供もやむを得ないとしているものを5つ定めております。

その項目は1つ目が、本人の同意があるとき。

2つ目が、選挙や人口動態調査など、法令などの定めにより国や県などの指示を受けて提供する場合。

3つ目が、交通事故や災害などで警察や病院などから照会があつて、個人の生命など安全を守るために緊急性を伴うとき。

4つ目が、学術研究や統計の作成に限り利用され、公益性が高いもの。

5つ目が、実施機関、先ほど申しあげました町長部局、教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会等の行政委員会、監査委員会、議会が公益上特に必要があると認める時にですが、具体的には、叙勲等の申請、用地買収関係、付属機関委員の委嘱等がございます。

又、5つ目のケースにつきましてはあらかじめ個人情報審議会の意見を聴くということを義務づけており、安易に個人の権利・利益を侵害するおそれが生じないよう配慮をしているところでございます。ご質問の、「神社の還暦、米寿などの情報提供について」であります。世話役など、関係者の方へ個人の生年月日などの情報開示の可否を問われているのではないかと思います。まず、ご留意いただきたいのは、行政側が判断すべき点は、先ほど申しあげましたように、開示の基準でございます。このケースにおいては、個人情報を保護する観点から公益上、特に必要と認める事案ではありませんので、行政側が積極的に関与すべき性格のものではないと、判断いたします。団体等の、神社等ですが事業運営に必要な個人情報につきましては、関係の方々において把握するのが、本来であると言えます。通常、自治会等、団体等には国の個人情報保護法の義務規定は適用されませんが、法律等の趣旨を踏まえ、関係者で話し合いを行い、「利用目的」、「取得時のルール」、「利用方法」、「管理方法」など実情にあったルールを作って皆さんに周知し、理解と協力のもとで適切に取り扱うことが必要であろうかと思います。町におきましては、町民の方々の住所、氏名、生年月日など住民基本台帳の情報はじめ、プライバシー性の高い個人情報も多く取り扱っており、「個人情報を守る」、ということは、極めて重要であると、認識しております。又、一度外部に出された個人の情報は、不適切な取扱を行いますと、個人に重大な被害を及ぼします。住民と行政双方が個人情報を適正、安全に管理し、情報の取得や利用に際してのルールを守ってこそ、双方の信頼につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議 長

ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。4番片岡議員。

4番  
片岡議員

長い答弁をありがとうございました。個人情報保護法23条第1項についてのご説明だったと思います。個人情報保護法23条第2項というのがあります。ちょっとこういう話は止めます。これは法律上は無理なのを承知で私は言っているんです。今、実は先日テレビを観ておりましたら、こういう報道がありました。東京の練馬区だったか板橋区だったか光団地というのがありまして、これは私たちの学生の頃に出来た大きな団地なのですが、ここもご多分に漏れず高齢化の波が押し寄せて来て、住むのが高齢者の皆さんがいっぱいになって非常に孤独死とかそういう事があったり、何ヶ月経っても分からなかったりするような事があって、その時に個人情報保護法というのが足かせになって自治会の名簿作りが出来ないとか、そういう事があるので個人情報保護法の見直しか或いは23条第1項の第2番を援用するか、或いは2項を援用するかそういった形で何とか名簿作りにも出来るような方向をしなくちゃいけないんじゃないかという動きが出ているそうです。この神社の運営につきましても、私はこれ〇〇42才の〇〇年という文字を使った訳ですが、これは適正文字ではないという事で一応42才の宮参りというふうに私の無い頭で考えて作ったんですけど、実際には〇〇年という言葉を使っておりました。やっぱりこういった時の名簿が無いと、やはり地域の大切な行事でございまして。これからの神社の運営にも宮司さんは心を痛めておられましたし、私たちも何とか協力をしなくちゃいけないなと思うのですが、この個人情報保護法23条の第2項についてですね、名簿や電話帳など個人情報を第三者に提供する事が目的である場合には、個人データの項目や提供の手段などを本人に通知するか、又は本人が容易に知りうる状態におく事によって本人の同意がなくても個人データを第三者に提供する事が出来ます。その後本人から請求があった場合には第三者への提供を停止します。というふうな項目もありますので、本人の同意がなくてもこの規定による措置が取ることが出来るという事もあるみたいなんです。これはきちんと読み込んだ訳ではないので未だ分かりませんが、何とかこんな小さな町ですから、みんなが楽しく暮らせるような町づくりをしていきたいと思うのですが、こういった項目の条例の中に例外規定の特例を作るという事は可能でしょうかね。例えばこれ以外の項目については町長の判断による。とかいう項目を付けると本当は何でもOKになってしまうんです。

議長

番外東間総務課長。

番外東間総務課長

先ほど川本町個人情報保護条例の事ですが、第7条に制限を設けておりますが、これはちょっと説明不足だったかも知れませんが目的以外の目的に利用、又は提供してはならない。利用っていうのは例えば町長部局の中で例えば総務課が住民課の情報を利用するとか、町長部局の中では利用してはいけないと。提供っていうのは町長部局のデータを行政委員会、例えば教育委員会・農業委員会等には提供してはいけないというのが先ず原則ございまして、

番外東間総務課長	その中で先ほど申しました5つのケースについて要するに出来ますよという事でございます。今、議員が仰っておられるのは条例の中での話ではなくて、要は住民基本台帳の閲覧をさせて欲しいという趣旨でございますでしょうか。
議 長	4番片岡議員。
4番片岡議員	条例の特例は作れるか、どうかという事です。
議 長	番外東間総務課長。
番外東間総務課長	特例は作れません。
議 長	はい、4番片岡議員。
4番片岡議員	分かりました。又、個人情報については又、違う機会です。又、これはと思うものがありましたら又やってみたいと思います。以上で終わります。
議 長	以上で、3項目めの「個人情報保護法の例外規定について」の質問を終了致します。
々	これもちまして、片岡議員の一般質問を終了致します。
々	以上もちまして、本日の議事日程はすべて終了致しました。
々	本日は、これをもって散会と致します。 お疲れ様でございました。

(午後 2時20分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鈺 英俊 が記載したもので、その内容において、  
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員